



学校教育目標 「自ら考え行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる」
～つながる力・まなぶ力・つくる力～

No.2

庄内西小学校だより

令和7年(2025年)4月9日発行

校長 黒木 優一



カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/shonai-n/>』をご覧ください

留守番電話の設定について

豊中市では、教職員の働き方改革の一つとして、市内全校で留守番電話対応を行っています。緊急に連絡が必要な場合は、公用携帯電話から連絡させていただく場合がありますので下記の電話番号を登録しておいてください。

本校の固定電話対応時間は、朝8時～夕方6時です。(18時～8時は留守番電話対応)

CoDMON(コドモン)の利用について

保護者アプリ(コドモン)へのご登録ありがとうございます。欠席や遅刻/早退などコドモンでお知らせいただいた連絡は、管理職がパソコンで、担任は自分のタブレットで確認することになっています。朝の会や授業が始まるまでにはチェックを済ませておきたいので、**連絡は8時まで**にお願いします。(アトムへ学級の連絡は直接、アトム学級にお知らせください。)学校だけでなくPTA、市教育委員会からも重要な連絡等がありますので必ずご確認ください。

携帯電話の取り扱いについて

2018年6月、大阪府北部地震が児童の登校時間帯に発生したことで、登下校中の児童の安全確保についての不安が一気に高まりました。そこで、大阪府教育庁は、登下校時に限り児童が携帯電話を所持できるよう「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」しました。

これを受け、豊中市教育委員会も方針を定めました。学校に携帯を持ち込む際は、右図のような「同意確認書」の提出が必要です。未提出の方や、用紙が必要な方は、担任まで申し出てください。

確認事項は、一つ一つ、お子さんと一緒にチェックしてください。「例外を求める理由」の欄は必ずご記入ください。



豊中市立庄内西小学校
校長 黒木 優一 様

令和 年 月 日

豊中市立庄内西小学校における携帯電話等の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話等を所持させていただきますので同意書提出します。

*携帯電話等は通話機能付きの位置情報サービス端末を含む。

同意事項 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目すべてのチェックボックスへのチェック(✓)をお願いいたします。全ての項目に同意したくない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項	保護者	児童
1 登下校中は、携帯電話等をかばんの中に入れて、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をえません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 校内では、指示された保管方法に従い、学校の指示があるとき以外は携帯電話等を、使用しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 携帯電話等の所持について同意確認した内容等が守れない場合、学校が携帯電話等全機から保護者に没収する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話等への連絡はしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 携帯電話等の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 携帯電話等の破損・盗難・個人情報漏洩等については、保護者の責任とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

____年 ____組 ____番

児童氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印

《豊中市小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針》

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「**原則禁止**」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、**やむを得ない事情**がある場合には、**校長の判断**により、**例外的に認める**ものとする。

【例外的に保護者が持込みを学校に求める場合】

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

【学校が持込みを認める場合】

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って使用方法や使用時間等の管理や、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ、トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯(基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン(注:タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

*今年度の主な年間行事予定を裏面に掲載しています。(変更のある場合はお知らせします。)

庄内西小学校 令和7年度の主な年間行事予定

*日程は変更になる場合がありますので、予めご了承ください

4月	7日(金) 入学式	8日(月) 始業式・着任式
	17日(木) 全国学力学習状況調査(6年) 小学生すくすくテスト(5・6年)	
	22日(火) 2・4・6年 授業参観(5限) 学級懇談会(6限)	
	24日(木) 1・3・5年 授業参観(5限) 学級懇談会(6限)	
5月	17日(土) 土曜参観(2・3限) 引き渡し訓練(4限)	
	19日(月) 土曜日授業の代休	
6月	16日(月) プール開き	25日(水) 26日(木) 5年林間学舎
7月	10日(木) 11日(金) 14日(月) 15日(火) 個人懇談	
	15日(火) 16日(水) 6年修学旅行(広島方面)	
	18日(金) 1学期終業式	
8月	25日(月) 2学期始業式	
9月	18日(木) 19日(金) 4年林間学舎(滋賀方面)	
10月	1日(水) 創立記念日	25日(土) 運動会
	27日(月) 土曜日授業の代休	30日(木) 運動会予備日
11月	27日(木) 音楽発表会	
12月	15日(月) 16日(火) 18日(木) 19日(金) 個人懇談	
	24日(水) 2学期終業式	
1月	8日(木) 3学期始業式	29日(木) 持久走記録会
2月	2日(月) 持久走記録会予備日	14日(土) 閉校イベント
3月	3日(火) 授業参観(5限) 学級懇談会(6限)	
	17日(火) 卒業式	18日(水) 修了式 閉校式

4年生の林間学舎について

※庄内よつば学園開校では、令和8年度(2025年度)の開校以降は下記の学年で宿泊行事に行くことになっています。

- ①第1ステージ(1・2・3・4年)の最終学年の4年生は、林間学舎(滋賀方面)
- ②第2ステージ(5・6・7年生)の最終学年の7年生は、修学旅行(広島方面)
- ③第3ステージ(8・9年生)の最終学年9年生は、修学旅行(沖縄方面)

つまり、開校以降の5年生には、宿泊学習が割り当てられません。よって、庄内よつば学園開校前ですが、移行期の措置として4年生は今年度から3小合同で林間学舎を行います。

令和8年度の庄内よつば学園開校時に5年生である『現4年生』は、今年度から3小合同で林間学舎に行きます。
(9月18日～9月19日【琵琶湖方面】)

修学旅行(6年生)の日程変更について

※年度末にお知らせした日程から変更になります

～日程変更の経緯～

1. 3月末に旅行会社から『海外の要人』が広島の平和記念公園(資料館)を訪問することになりそうである。(確定ではないが可能性大とのこと)役所や資料館にも確認済み。そうなれば、警備の都合上平和記念公園を封鎖することになり、その日が庄内西小学校の修学旅行の日程とまると重なってしまった。」という連絡がありました。
2. 庄内よつば学園開校に向けて今年度も合同で修学旅行に行くことになっている庄内西小、庄内南小、千成小の3小学校の校長が集まり、緊急会議を行いました。同じ日程の代案も検討しましたが、『子どもたちが事前に平和学習に取り組み、平和記念公園や資料館に行くからこその広島への修学旅行である』という元々のねらいを重要視して、日程を変更する方を選択しました。
3. 日程については、ほとんどの修学旅行団体は昨年度に予約を済ませており、最近では外国人観光客もたいへん多いことから、『夏休み直前』か『冬休み直前』しかバスを手配できないとのことでした。どちらの日程も野外で活動するうえで過ごしやすい時期ではありませんが、
 - ・熱中症対策を十分講じる
 - ・活動内容(長時間の碑めぐりや野外のお弁当タイムなど)を見直したり工夫したりするなどの暑さ対策を旅行会社と一緒に考えながら夏休み直前に実施することに決定しました。

6年生の修学旅行(3小合同)は、
7月15日～7月16日【広島方面】に日程が変更となりました。

本校だけでなくほかの2校の子どもたち、引率の先生、保護者の皆様の全員が最初の日程の方がよいと感じ、変更することに対していろいろと思うところはあると思いますが、やむを得ない変更であることをご理解いただきまして、当日はすばらしい修学旅行にしたいと考えております。